

環境保全型農業直接支援対策実施要領

平成23年4月1日22生産第10954号
農 林 水 産 省 生 産 局 長

第1 環境保全型農業直接支払交付金

1 対象農業者

(1) 集落営農

要綱別紙1第1の1の集落営農とは、組織の規約及び代表者を定め、かつ、組織としての共同口座として代表者名義等の口座を開設している複数の農業者により構成される任意組織とする。

(2) 支援の対象となる農業者等の要件

ア 農業者（法人を含む）又は集落営農（以下「農業者等」という。）について、要綱別紙1第1の1の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件とは次のとおりとする。

a 要綱別紙1第1の3に掲げる化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動又は有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組を行う作物（以下「主作物」という。）について、販売することを目的に生産を行っていること

b 主作物について、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「持続農業法」という。）第4条第1項に規定する持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を作成し、当該計画について都道府県知事の認定を受けていること

c 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）1の（2）の農業環境規範（以下「農業環境規範」という。）に基づく点検を実施していること

イ 共同販売経理（水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号経営局長通知）第3の1の（2）のエに掲げる共同販売に係る経理をいう。以下同じ。）を行っていない集落営農（以下「農業者グループ」という。）については、要綱別紙1第1の3の環境保全型農業直接支払交付金の交付の対象となる活動（以下「対象活動」という。）を行っている各構成農業者がアの要件を満たす場合に支援が行われるものとする。

(3) (2) のアのbに関する特例措置

ア 主作物について共同販売経理を実施している集落営農が要綱別紙1第1の3の対象活動に取り組む場合、土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術の全てが組み合わされた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（環境保全型農業直接支払交付金用）」（参考様式第1号。以下「導入計画」という。）が作成され、これに基づく取組が行われていれば、(2) のアのbの要件を満たすものとして取り扱うものとする。

イ 都道府県は、以下に該当する場合において、導入計画が作成され、これに基づく取組が行われていれば、(2) のアのbの要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

a 農業者等が持続農業法第3条第1項に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）が定められていな

- い主作物において、要綱別紙1第1の3の対象活動に取り組む場合
- b 農業者等が要綱別紙1第1の3の(5)の有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)の取組を行う場合
- ウ アに定める土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術については、導入指針に定められた技術を用いるものとする(ただし、イのbの有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)の取組の場合は、導入指針に定められた技術に加え、都道府県が定めた技術を使用することができるものとし、都道府県知事は当該技術を定めた場合には、地方農政局長等(北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)をいう。以下同じ。)に対して、参考様式第2号により、届出を行うとともに、その内容を速やかに公表するものとする。)。また、イのaの導入指針が定められていない作物の場合は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則(平成11年農林水産省令第69号)第1条第1項から第3項に掲げる技術(以下「省令技術」という。)を用いるものとする。
- エ イのaの特例措置を利用した都道府県は、原則として1年以内に、特例の対象とした作物について導入指針を定めるものとする。
- オ ア又はイに定める特例措置を適用しようとする場合の手続は次のとおりとする。
- a 農業者は、導入計画を、4の(1)の実施計画書に添付し、市町村長に提出するものとする。
 - b 導入計画の提出を受けた市町村長は、都道府県知事又は都道府県知事の委託を受けた者(以下「都道府県知事等」という。)に実施計画書の写しと併せて、導入計画を送付するものとする。
 - c 都道府県知事等は、導入計画の内容についてアからウに即したものとなっていることの確認を行い、必要があれば速やかに市町村長に対し、修正等の指示を行うものとする。

2 対象活動

- (1) 要綱別紙1第1の3の対象活動について生産局長が別に定める要件は次に定めるとおりとする。

ア カバークロップ

要綱別紙1第1の3の(1)のカバークロップの作付は、主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組であつて、以下のすべてを満たすものとする。

- a 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上播種されていること
 - b 適正な栽培管理(栽培期間については、春夏播きの場合は、概ね2ヶ月以上、秋冬播きの場合は概ね4ヶ月以上とする。ただし、都道府県の栽培技術指針等で本栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることができるものとする。)を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること
- イ リビングマルチ

要綱別紙1第1の3の(2)のリビングマルチは、主作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取組であつて、以下のすべてを満たすものとする。

- a 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上播種されていること
 - b 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること（自然枯死した全ての地上部を農地に還元することとする。ただし、都道府県の栽培技術指針等で自然枯死前に農地に還元するよう指導されている場合はこれに即した栽培管理を行えば良いものとする。）
- ウ 草生栽培
- 要綱別紙1第1の3の（3）の草生栽培は、園地に麦類や牧草等を作付けする取組であって、以下のすべてを満たすものとする。
- a 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上播種されていること
 - b 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること（自然枯死した全ての地上部を農地に還元することとする。ただし、都道府県の栽培技術指針等で自然枯死前に農地に還元するよう指導されている場合はこれに即した栽培管理を行えば良いものとする。）
- エ 冬期湛水管理
- 要綱別紙1第1の3の（4）の冬期湛水管理は、冬期間の水田に水を張る取組であって、以下のすべてを満たすものとする。
- a 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること
 - b 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること
- なお、市町村等が作成した計画とは、市町村等が作成した地域の環境保全に関する計画であって、以下の内容が記載されたものとする。
- ① 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること
 - ② 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置づけられていること
- オ 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組
- a 要綱別紙1第1の3の（5）の有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組は、以下のすべてを満たすものとする（ただし、通常の営農管理において化学肥料又は農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象としないものとする）。
 - ① 導入指針に定められた土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術の全てを組み合わせた農業生産方式を導入していること（ただし、1の（3）のア又はイの特例を利用する場合は、導入計画に基づく取組が行われていること）
 - ② 農産物の生産過程等（農産物の生産過程（農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。）において、化学肥料及び農薬を使用していないこと（ただし、有機農産物の日本農林規格（平

成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機農産物規格」という。)別表1の肥料及び別表2の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用することができるものとし、別表1のうち、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」、「と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材」、「バークたい肥」及び「草木灰」については、別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無にかかわらず使用することができるものとする。また、化学肥料及び農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等を使用すれば有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)の取組として取り扱うものとする。さらに、植物防疫法(昭和25年法律第151号)第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業において、植物防疫対策事業の運用について(平成17年4月1日付け16消安第9491号消費・安全局長通知)第4の1の(3)のイの(イ)に定める警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、これを使用することができるものとする。)

③ 組換えDNA技術を利用しないこと

- b aの通常の営農管理において化学肥料又は農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定については、(2)のアの慣行レベルを踏まえて行うことを基本とし、慣行レベルが設定されていない作物については、都道府県が作成している栽培技術指針等により判定するものとし、都道府県は、この判定結果について速やかに公表するものとする。

なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県の概ね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合については、都道府県は、これを支援の対象とすることができるものとする。

- カ 要綱別紙1第1の3の(6)のその他都道府県知事が特に必要と認める取組(以下「特認取組」という。)は、以下のすべてを満たすものとして、地方農政局長等の承認を受けたものとし、申請手続については、別記1のとおりとする。

- a 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と組み合わせた取組であること
b 地球温暖化防止、生物多様性保全等環境保全に高い効果が認められること
c 取組の実施に伴う追加的な経費の発生等により取組の十分な普及が図られていないこと

- (2) 要綱別紙1第1の3の取組のうち化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動(以下「5割低減の取組」という。)は、原則として導入指針に定められた土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術の全てを組み合わせた農業生産方式を用いて行われるものとする。また5割低減の活動に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。

ア 慣行レベル

地域の慣行については、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日付け4食流第3889号農蚕園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通知）に基づき都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定することとする（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定するものとする。）。また、都道府県は、地域の慣行レベルを策定又は変更した際は、その内容を公表することとする。

なお、農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知。以下「旧要領」という。）第5の5の（4）の規定により設定した慣行レベルについては、本規定により設定したものとみなし取り扱うことができるものとする。

イ 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法

化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。

なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県の概ね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。

a 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量の合計とする。

b 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。

ウ 化学肥料の使用の算定に当たっての留意事項

要綱別紙1第1の3の（1）の取組を行う場合には、カバークロップに対し使用した化学肥料を、カバークロップの後作として生産される主作物の化学肥料の使用量に算入しないことができるものとする。

エ 化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項

a イにかかわらず、植物防疫法第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業において、植物防疫対策事業の運用について第4の1の（3）のイの（イ）に定める警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

b 有機農産物規格別表2の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合であっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

c 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や

苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとする。

d 要綱別紙1第1の3の(1)の取組を行う場合には、カバークロープに対し使用した化学合成農薬を、カバークロープの後作として生産される主作物の化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

オ 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定については、別記2のとおりとする。

(3) 都道府県又は市町村による要件の設定

都道府県又は市町村は、以下のすべてを満たす場合、(1)で定める支援の要件に、各地方公共団体が定める地域独自の要件を追加することができるものとし、地域独自の要件を設定しようとする都道府県又は市町村は、地方農政局長等に対して参考様式第5号により届出を行うものとする。

ア 地域が抱える環境保全上の課題を解決し、地域の環境保全の推進に資するものであること

イ 本対策の趣旨・目的との整合が図られており、かつ、本対策の効果を損なわないものであること

3 交付額

(1) 国からの交付金の交付に関する基本的考え方

ア 国からの交付金は、原則として地方公共団体が国が交付する交付金と同額の支援を行う対象活動に対して交付するものとする。

イ 国は、アの交付金を交付した後、予算に残余がある場合、地方公共団体が支援を行うことができなかつた対象活動に対しても、地方公共団体により実施状況の確認等の事務手続が適切に実施される場合に限り交付金を交付することができるものとする。

(2) 地方公共団体からの交付金の交付に関する基本的考え方

国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金は、対象活動が行われている農地が所在する地方公共団体が交付を行うものとする(ただし、このことについては、地方公共団体間での協定等に基づき変更することができるものとする。)

(3) 国の交付金の交付額の算定

ア 環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の交付申請額(申請者の作成する実施計画書における対象活動の取組面積(以下「申請面積」という。)に相当する国の交付金の交付額をいう。以下同じ。)の全国の総額が国の交付上限額(環境保全型農業直接支払交付金及び先進的営農活動支援交付金の予算額の合計から、先進的営農活動支援交付金に要する経費として地域協議会に交付する額を差し引いた額。以下「国の交付上限額」という。)を下回る場合、環境保全型農業直接支払交付金に係る国の交付金の交付額は、要綱別紙1第1の4に定める国の環境保全型農業直接支払交付金の交付単価に、対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額とする。

イ 申請者の交付申請額の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合には、別記3に定めるところにより申請者への国の交付金の交付額の調整を行う

ものとする。

(4) 交付金の交付年度

国からの交付金は、対象活動が全て終了した年度に交付を行うものとする（ただし、23年度に対象活動が全て終了する取組であっても、5割低減の取組、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培又は冬期湛水管理のいずれかの取組が22年度中に終了しているものについては、本交付金に係る支援の対象としないものとする。）。

また、年度内に終了するものの、当該年度の2月25日までに、農業者等が4の(3)の実施状況の報告を行うことが困難な対象活動については、その翌年度に交付金の交付を受ける対象活動として取り扱うものとする。

(5) 農地の面積の測定

環境保全型農業直接支払交付金の算定の対象となる農地の面積は以下のとおりとし、その測定は、別記4に定めるとおりとする。

ア 面積は、本地面積とし、畦畔、法面を含まないものとする。

イ 一年間に同一ほ場において、対象活動を複数回行う場合の交付対象面積は一作分の作付面積とする。

4 事務手続

(1) 実施計画書の提出

ア 申請者は、要綱別紙1第1の3に掲げる対象活動の実施に関する計画を記載した「環境保全型農業直接支払交付金に係る実施計画書兼確認依頼書」（参考様式第6-1又は第6-2号。以下「実施計画書」という。）に次の書類を添付し、原則として、毎年度、6月30日までに、対象活動を実施している農地が所在する市町村長に提出するものとする（ただし、5割低減の取組、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、冬期湛水管理又は有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組のいずれかの取組が6月30日までに終了すると見込まれる場合は、実施計画書の受付開始以降速やかに市町村長に提出するものとする。なお、やむを得ない事情により実施計画書の提出前に取組が終了してしまう場合には、取組の実施状況の写真等証拠書類を整備しておくものとする。）。

市町村長は、申請者から、実施計画書の提出があった場合には、実施計画書の内容について確認し、(2)のアの交付申請書とともにその写しを、7月31日までに地方農政事務所長等（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）及び都道府県知事に送付するものとする。

a 要綱別紙1第1の3の対象活動のうち(5)の取組を行う申請者であって、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第16条の登録認定機関による有機農産物の生産行程管理者として認定された者（以下「有機JAS認定者」という。）にあっては、認定書

b 1の(3)のア又はイの特例措置を受けようとする申請者にあっては、導入計画

イ 生産局長は、地域の実情等を踏まえ、実施計画書の提出を6月30日までに行うことが困難であると認める場合については、8月31日までであって、

別に定める期日まで、アの実施計画書の提出期日を延長することができるものとする。

ウ 要綱別紙1第1の3の対象活動のうち(1)又は(4)の取組を複数年度にまたがって取り組む場合であって、交付申請を行う年度の前年度に、カバークロープ、冬期湛水管理又は5割低減の取組のいずれかが終了する場合には、申請者は、原則として交付金の交付申請を行う年度の前年度の6月30日までに実施計画書を提出することとする。

市町村長は、申請者から実施計画書の提出があった場合には、実施計画書の内容について確認し、その写しを、提出のあった年度の7月31日までに地方農政事務所長等及び都道府県知事に送付するものとする。

ただし、市町村への実施計画書の提出期限については、適切な実施状況の確認が可能であれば、市町村長は、都道府県知事との協議の上、延長することができる。

また、実施計画書を送付された地方農政事務所長等は、申請者に対し、交付金の交付申請を行う年度の前年度に、(2)のイの環境管理コードを付した交付申請書様式とともに、実施計画書の写しを送付するものとする。

エ 実施計画書は、交付申請年度別、取組が行われる農地が所在する市町村別に作成するものとする。

オ 申請者は、ア又はイにより提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに参考様式第6-3号により変更の届出を行うものとする(ただし、変更の届出は、原則として対象活動の取組の開始前までに行うものとし、交付金の交付額の増加を伴う変更にあつては、遅くとも交付金の交付を受けようとする年度の6月30日までに行うこととする。)

(2) 交付申請

ア 申請者は、「環境保全型農業直接支払交付金交付申請書」(参考様式第7号。以下「交付申請書」という。)に、次の書類を添付して、交付金の交付を受けようとする年度の6月30日までに、市町村を經由して地方農政事務所等(地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

市町村長は、申請者から交付申請書の提出があった場合には、7月31日までに地方農政事務所長等に送付するものとする。

なお、実施計画書の提出期日を(1)のイに基づき延長した場合には、本交付申請書の提出期日についても実施計画書の提出期日までとする。

a (1)のアの実施計画書の写し(ただし、実施計画書を交付申請書と併せて市町村に提出する場合は、省略することができる。)

b 共同販売経理を行っている集落営農にあつては、規約、構成員名簿及び共同販売経理を確認することができる書類(集落営農(代表者)名義の預金通帳の写し等)

c 農業者グループにあつては、規約及び構成員名簿

イ 地方農政事務所長等は、申請者から提出された交付申請書の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、申請者ごとに「環境保全型農業直接支払交付金交付申請者管理コード」(以下「環境管理コード」という。)を付与する。

ウ 申請者は、アにより提出された書類の内容に変更があったときは、速や

かに、市町村を經由して地方農政事務所等に対して届出に係る書類（参考様式第7-1号）を提出するものとする。

(3) 実施状況の報告

ア 申請者は、対象活動の取組終了後速やかに生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術など要件に即して対象活動を実施したことを確認するための内容を記載した生産記録（参考様式第8号）に、以下の書類を添付し、市町村長に対し、実施状況の報告を行うものとする（参考様式第9号）。この実施状況の報告については、遅くとも交付金の交付を受けようとする年度の2月25日までに提出することとする（ただし、市町村長は、必要に応じて、都道府県知事と協議の上、実施状況の報告の提出期限を2月25日以前に設定することができるものとする。）。ただし、年度末に対象活動が終了する場合には、申請者は、取組終了前であっても、その取組見込みを記載した生産記録により実施状況の報告を行うことができるものとする（この場合、併せて交付要件に係る取組の実施に関する報告書（参考様式第10号。以下「交付要件報告書」という。）を提出するものとする。）。

a 要綱別紙1第1の3の対象活動のうち、(1)から(3)までに掲げる取組を実施した場合には、カバークロープ等の購入種子の購入量を証明する購入伝票等及び標準的な播種量を証明するカタログ等の写し

b 要綱別紙1第1の3の対象活動のうち、(5)の取組の実施に当たって、有機農産物規格別表1の肥料又は別表2の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合にあっては、使用した資材について、本規格別表1又は別表2に定められた基準を満たしていることを証明する書類等（肥料又は肥料原料として、「植物及びその残さ由来の資材」、「発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材」、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」、「と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材」、「発酵した食品廃棄物由来の資材」、「バークたい肥」、「グアノ」、「乾燥藻及びその粉末」、「草木灰」を使用した場合には、その原材料の内容を証明する書類等）

c 農業環境規範に基づく点検の実施結果を記載した点検シート（参考様式第11号）

d 主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等の写し（ただし、出荷前の場合は交付要件報告書に代えることができるものとする。）

ただし、当該主作物について、申請面積が10アール以上の場合には省略することができる。

イ 要綱別紙1第1の3の対象活動のうち(5)の取組を行う申請者であって、有機JAS認定者にあつては、生産記録を交付要件報告書に代えることができるものとする。また、これ以外であっても対象活動が要件に即して実施されたことをより効率的に確認することができる場合には、都道府県は、アの書類の一部又は全部を省略し、交付要件報告書等の提出に代えることができるものとする。

ウ 実施状況の報告を受けた市町村長は、速やかに、アのd以外の提出書類を都道府県知事に提出するものとする。

(4) 対象活動の取組が複数の市町村の農地で行われている場合の交付申請等の
手続

ア 申請者が居住する市町村は、申請者が複数の市町村の農地で対象活動を行っている場合、(1) から (3) で各市町村ごとに提出することとされている書類（交付申請書、実施計画書、実施状況の報告に必要な書類等）について、同一県内市町村分を一括して受け付けることができるものとする。なお、複数の市町村分の申請書類をまとめて提出しようとする申請者は、対象活動の取組が行われている農地が存在する各市町村において、環境保全型農業直接支払交付金に係る受付・実施状況の確認等の事務手続が行われることを予め確認した上で、居住する市町村に書類を提出するものとする。

イ 市町村は、申請者から、アにより複数の市町村分の申請書類の提出があった場合には、速やかに、これを地方農政事務所等に送付するものとし、地方農政事務所等は、都道府県及び関係市町村に対し該当する書類を送付するものとする。

(5) 実施状況の確認

ア 要綱別紙1第2の3の市町村長及び都道府県知事による対象活動の実施状況の確認は、別記5のとおりとする。

イ 都道府県知事は、実施状況についての確認を行った場合、参考様式第14号により市町村長に確認結果を通知するものとする。

ウ 市町村長は、都道府県知事からの確認結果を踏まえて、参考様式第15号により3月5日までに、地方農政事務所長等に確認結果の報告を行うものとする。

(6) 交付金の交付額の調整のための手続

ア 3の(3)のイの国の交付金の交付額の調整を行う場合、市町村は、都道府県との間で、国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金の交付見込み額を各申請者ごとにとりまとめ、参考様式第16号により、原則として9月30日までに地方農政事務所長等に対し報告を行うものとする（ただし、生産局長は、地域の実情等を踏まえ、9月30日までに報告を行うことが困難であると認める場合については、別に定める期日まで、提出期日を延長することができるものとする）。なお、市町村と都道府県との協議の上で、都道府県が都道府県内の市町村分をとりまとめた上で、地方農政事務所長等に対し報告を行うこともできるものとする。

イ 国はアの結果を踏まえ、別記3第1の2に基づき各申請者ごとに国の交付金の交付額の上限を設定するものとする。

(7) 交付金の交付額の確定

地方農政事務所長等は、(5)のウの確認結果の報告の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、3の(3)に基づき、申請者ごとの国の交付金の交付額を算定し、その結果について地方農政局長等に報告を行うものとする。また、報告を受けた地方農政局長等は、申請者ごとの国の交付金の交付額を記載した「環境保全型農業直接支払交付金交付額通知書」（参考様式第17号。以下「交付額通知書」という。）を、環境管理コードを付した交付申請書の写しとともに、申請者に通知するものとする。

5 交付金の交付

地方農政局長等は、地方農政事務所長等から送付された関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、交付決定を行い、交付申請者に対し「環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書」（参考様式第18号）を通知する（ただし、交付決定額と4の（7）で申請者に通知した交付額が同額の場合は、交付額通知書をもって、本通知に代えるものとする。）とともに、交付金を交付する。

6 自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱い

自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱いについては別記6のとおりとする。

7 農業者等の農業経営の承継

(1) 相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、申請者の農業経営を承継した者（以下「承継者」）は、当該申請者が行った手続を前提として、交付金の交付を受けるための手続を承継することができるものとする。

(2) 交付金の交付を受けるための手続を行う者は、「環境保全型農業直接支払交付金交付申請者の農業経営の承継に関する申出書」（参考様式第21号）に、次の書類を添付し、農業経営の承継があった後速やかに、市町村を經由して地方農政事務所長等に提出するものとする。

ア 承継者に係る交付申請書

イ 相続、合併、移譲その他これに類する事由により承継者が申請者の農業経営を承継したことを確認できる書類

(3) (1) 又は (2) により交付金の交付を受けるための手続を行う者が、持続農業法第4条第1項の認定を受けていない場合には、導入指針に定められた土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術を組み合わせた農業生産方式が導入されていれば、当該年度に限り、1の(2)のアのbの要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

8 申請書類等の保存期間

環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けた者、市町村、都道府県、地方農政事務所等は、交付金の交付申請及び交付金の交付に関する証拠書類を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

9 交付金の返還

(1) 環境保全型農業直接支払交付金の返還

要綱別紙1第2の5の生産局長が定める基準は次に掲げるとおりとする。

ア 2の対象活動の要件を満たさないことが確認された場合には、原則として、当該年度に交付された環境保全型農業直接支払交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に相当する額の返還を命ずることができる。

イ 面積の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、環境保全型農業直接支払交付金の全部又は一部の返還を命ずるとともに、翌年度以降の制度への参加を制限する等の措置を講じることができる。

(2) 返還の手続

- ア 地方農政局長等は、環境保全型農業直接支払交付金の返還の措置を命ずる場合には、対象農業者等に対して、返還の額及び返還の期日を記載した書面を（関係市町村長を経由して）送付しなければならない。
- イ アにより交付金の返還を命ぜられた農業者等は、期日までに返還を命ぜられた額を返還しなければならない。
- ウ イにより返還を命ぜられた額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- エ 地方農政局長等は、アにより交付金の返還の措置を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から国への納付の日までの期間に応じて、年5%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- オ 交付金の交付を受けた者であって、地方農政局長等から交付金の返還を命ぜられたものが、これを納期日までに納付しなかったときは、地方農政局長等は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5%の割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- カ 延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- キ 地方農政局長等は、エ又はオの場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- ク キの加算金又は延滞金の全部又は一部の免除は、交付金の交付を受けた者からの申請により行うものとする。この申請を行おうとする者は、申請の内容を記載した書面に、当該交付金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該交付金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを地方農政局長等に提出しなければならない。

10 地方公共団体の交付する交付金に係る報告

市町村は、毎年度、都道府県から交付された交付金を含め、国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付した交付金の交付実績をとりまとめ、参考様式第22号により、翌年度の5月31日までに地方農政事務局長等に提出するものとする。ただし、市町村と都道府県との協議の上で、都道府県が都道府県内の市町村分をとりまとめた上で、地方農政事務局長等に対し提出することもできるものとする。

第2 先進的営農活動支援交付金

1 地域協議会

- (1) 地域協議会は、先進的営農活動支援交付金及び環境保全型農業直接支払等推進交付金の事務手続を適正かつ効率的に行うための地域協議会の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約（以下「地域協議会規約」という。）その他の規程を定めるものとする。

また、地域協議会長は、本事業の実施に当たり、事業計画書（添付様式23-2）を5月31日までに地方農政事務所等に提出するものとする。

ただし、地域協議会は、廃止前の農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）第5の2のウの規定により定められた地域協議会規約その他の規程のうち営農活動支援交付金に係る事項及び農地・水・環境保全向上活動推進交付金に係る事項をそれぞれ先進的営農活動支援交付金に係る事項及び環境保全型農業直接支払等推進交付金に係る事項とみなし、本事業を実施することができるものとする。

(2) (1) の地域協議会規約その他の規程を作成又は変更する場合の手続は、次に定めるとおりとする。

ア 地域協議会長は、(1) の地域協議会規約その他の規程を作成又は地域協議会規約を変更する場合は、地方農政局長等に、会員名簿、地域協議会規約その他の規程及び事業計画書を添えて、参考様式第23号により申請しなければならない。

イ 地方農政局長等は、アの内容を審査し、以下の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、その旨を地域協議会長に通知しなければならない。

a 代表者が定められていること。

b 原則として、会員に、都道府県、先進的営農活動支援交付金を実施する活動組織が存する市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県農業協同組合中央会等の農業者団体が含まれていること。

c 先進的営農活動支援交付金及び環境保全型農業直接支払等推進交付金（以下「推進交付金」という。）の事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる地域協議会規約その他の規程が定められていること。

① 地域協議会規約

② 事務処理規程

③ 会計処理規程

④ 文書取扱規程

⑤ 公印取扱規程

⑥ 内部監査実施規程

d 地域協議会規約その他の規程において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

e bに掲げる組織のうち、1以上が地域協議会の事務局の一部を構成していること、又はイに掲げる組織の役員、管理職その他本対策の実施に係る職責を有する者のうち1人以上が当該地域協議会における事務及び会計の処理に責任を有する地位にあること。

f 地域協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿っていること。

ウ (1) の規程を変更した場合は、速やかに地方農政局長等に参考様式第24号により届け出なければならない。

(3) 地方農政局長等は、地域協議会が(2)のイに掲げる要件を欠いたと認められる場合又は先進的営農活動支援交付金及び推進交付金の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認められる場合は、当該

地域協議会を先進的営農活動支援交付金に係る事業の実施主体として不適格と判断し、必要な措置を講ずることができるものとする。

- (4) 地域協議会は、先進的営農活動支援交付金及び推進交付金に係る事務の一部を地域協議会規約その他の規程に定めるところにより、原則として、当該地域協議会以外の者に委託することができるものとする。
- (5) 地方農政局長等は、必要に応じて、先進的営農活動支援交付金及び推進交付金に係る地域協議会の経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。また、地域協議会は、必要に応じて、先進的営農活動支援交付金の交付の対象となる活動組織（以下「対象活動組織」という。）に対して行った助成に係る経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。
- (6) 地方農政局長等は、必要に応じて、地域協議会に対し、先進的営農活動支援交付金及び推進交付金に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。また、地域協議会は、必要に応じて、対象活動組織に対し、助成に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。
- (7) 地域協議会長又はその地位を承継した者は、先進的営農活動支援交付金及び推進交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、対策に係る国からの各交付金の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。
- (8) 地域協議会は、会員名簿、地域協議会規約その他の規程、事業計画その他先進的営農活動支援交付金及び推進交付金を実施する上で定めた計画等について、インターネット、広報誌等により公開に努めるものとする。また、この措置を実施するに当たり、都道府県及び市町村以外の地域協議会の会員は、地域協議会に協力するものとする。

2 対象地域及び対象農用地

- (1) 地域環境の保全を図ることを内容とする計画の策定
要綱別紙2第1の2の(1)の生産局長が別に定める計画とは、次に掲げる事項のすべてを満たす計画とする。
 - ア 都道府県又は市町村が作成し、又は作成に関与した計画であること。
 - イ 地域の環境保全上の課題、本課題の解決に向けて取り組むべき営農上の取組及び取組目標が明記されていること。
- (2) 先進的営農活動支援交付金の算定の対象となる農用地
先進的営農活動支援交付金の算定の対象となる農用地の面積は、畦畔、法面を含まない本地面積とし、その面積の測定は、別記3に定めるとおりとする。

3 実施方針等

- (1) 実施方針及び業務方法書の作成及び承認の手続
要綱別紙2第1の3の生産局長が定める手続は、次に定めるとおりとする。
 - ア 地域協議会長は、次に掲げる項目を内容とする実施方針を作成し、参考様式第25号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。
ただし、地域協議会は、この要領の施行前に、旧要綱別紙2第4の1による承認を受けた実施方針について、このうちの営農活動支援交付金に係る事項を先進的営農活動支援交付金に係る事項とみなし、本規定による承

認を受けたものとして取り扱うことができるものとする。

- a 地域協議会の本事業の実施に関する基本的考え方
 - b 効果的な事業実施に関する事項
 - c その他必要な事項
- イ 地域協議会長は、次に掲げる項目を内容とする業務方法書を作成し、参考様式第25号により、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。
- ただし、地域協議会は、この要領の施行前に、旧要綱別紙2第4の1による承認を受けた業務方法書について、このうちの営農活動支援交付金に係る事項を先進的営農活動支援交付金に係る事項とみなし、本規定による承認を受けたものとして取り扱うことができるものとする。
- a 先進的営農活動支援交付金に係る地域協議会の業務運営の基本方針
 - b 先進的営農活動支援交付金に係る資金の管理方法
 - c 対象活動組織の先進的営農活動支援交付金の申請等の手続
 - d 先進的営農活動支援交付金に係る交付金の返還等の手続
 - e その他業務運営に必要な事項
- ウ 地方農政局長等は、ア及びイにより申請があった実施方針及び業務方法書について、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、地域協議会長に通知しなければならない。

(2) 実施方針及び業務方法書の変更

地域協議会長は、実施方針及び業務方法書を変更しようとするときは、地方農政局長等に承認を申請しなければならない。この場合の手続については、(1)に準ずるものとする。

4 協定及び規約

- (1) 対象活動組織は、旧要綱別紙2第4の2の(1)及び(2)に基づく協定及び規約について、このうちの営農活動支援交付金に係る事項を、先進的営農活動支援交付金に係る事項とみなし、本事業を実施することができるものとする。

(2) 協定の変更

次に示す協定締結内容の変更にあたっては、対象活動組織の代表者と市町村長との協議を行うものとし、以下に掲げる事項に該当しない変更については対象活動組織の代表者から市町村長へ届出を行うものとする。

ア 先進的営農活動支援交付金の対象となる活動を実施する一団の農用地（以下「営農活動対象区域」という。）の変更

イ その他市町村長が定める事項に係る変更

(3) 営農活動対象区域の変更

ア 営農活動対象区域を変更する場合、変更後に設定される営農活動対象区域は以下に掲げる要件を満たすものとする。

a 農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2262号農村振興局長通知）第4の4の(1)の協定農用地又は第4の1の対象農用地（以下「協定農用地等」）の範囲内であること

b 協定農用地等の範囲と同一の一団の農用地又は一以上の農林業センサスにおける農業集落又は字等の行政区域内の農用地をすべて含む一団の農用地であること

イ 地域の土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況等から、アによる

設定が適当でないと認められる場合にあつては、アの要件を満たす農用地から一部を除外した、営農上の一体性を有する一団の農用地を営農活動対象区域として設定することができるものとする。

5 支援の要件となる取組

(1) 支援の要件となる取組

要綱別紙2第1の5の生産局長が別に定める取組とは、次に掲げるア及びイの取組とする。

ア 要綱別紙2第1の5の(1)又は(2)の先進的な取組(以下「先進的な取組」という。)を行う農家が、農業環境規範に基づく点検を実施すること。

イ (2)に定める基準以上のまとまりをもって、先進的な取組を行うこと。

(2) 先進的な取組に係るまとまりの基準

ア (1)のイのまとまりの基準は、次のとおりとし、まとまりの判定に当たっては、地域の実態に応じて、各営農活動対象区域ごとにいずれかを選択することができることとする。

a 作物ごとにみたまとまりの基準

作物ごとにみて、先進的な取組が営農活動対象区域内で当該作物の作付けを行っている農家の概ね5割以上の農家により取り組まれていること。

b 作物全体でみたまとまりの基準

先進的な取組が、営農活動対象区域内の作物の作付面積の2割以上の面積で実施されており、かつ、営農活動対象区域内で農業経営を行う農家の3割以上の農家により取り組まれていること。

イ まとまりの程度の判定の方法については、別記7のとおりとする。

(3) 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合

ア 慣行レベル

要綱別紙2第1の5の(1)の地域の慣行については、第1の2の(2)のアのとおりとする。

イ 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法

化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は、第1の2の(2)のイのとおりとする。

ウ 化学肥料の使用の算定に当たっての留意事項

要綱別紙2第1の5の(1)の5割低減の取組を行う作物の作付けに先立ちカバークロップを導入する場合には、都道府県は、カバークロップに対し使用した化学肥料を、先進的営農支援の対象となる作物の化学肥料の使用量に算入しないことができるものとする。

エ 化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項

化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項は、第1の2の(2)のエのaからcのとおりとする。

また、要綱別紙2第1の5の(1)の5割低減の取組を行う作物の作付けに先立ちカバークロップを導入する場合には、都道府県は、カバークロップに対し使用した化学合成農薬を、先進的営農支援の対象となる作物の化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

(4) 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定については、別記2第3のとおりとする。

(5) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組

要綱別紙2第1の5の(2)の生産局長が別に定める活動は、次に掲げる取組とし、別記8のとおりとする。

ア 不耕起栽培と冬期湛水を組み合わせた取組

イ 秋期における稲わらすき込みと冬期湛水を組み合わせた取組

(6) 地域協議会による要件の設定

地域協議会は、地域が抱える環境保全上の課題を解決し、地域の環境保全を推進する観点から、(1)で定める取組に、地域の実情を踏まえ、支援の要件を追加することができるものとする。

6 支援の対象となる先進的な取組

(1) 支援の対象となる農家の要件

要綱別紙2第1の5の生産局長が別に定める農家とは、営農活動対象区域内農業者を世帯員とする農家であって、次のすべてに該当する農家とする。

ア 経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家であること。

イ 当該農家の世帯員(法人の場合は、法人)が、先進的営農支援の対象となる作物について、持続農業法第4条第1項の認定を受けている農家であること。

(2) 委託を受けて農作業を行う組織等の取扱い

ア 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する特定農業団体及び水田・畑作経営所得安定対策による支援を受ける水田・畑作経営所得安定対策実施要領第3の1の(2)の委託を受けて農作業を行う組織(以下「委託を受けて農作業を行う組織」という。)については、これを法人と同様に経営体とみなして取り扱うことができるものとする。なお、ここでいう水田・畑作経営所得安定対策による支援を受ける組織とは、水田・畑作経営所得安定対策に係る交付金の交付を受けた組織又は同実施要領別紙2の第1に定める書類を有する組織とする。

また、当該委託を受けて農作業を行う組織は、法人格を持たないことから、持続農業法第4条第1項の認定を受けることができないが、共同販売経理が図られている農作物について、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(先進的営農活動支援交付金用)」(参考様式第29-1又は第29-2号。以下「導入計画(先進的支援用)」という。)を作成し、土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術を組み合わせて、先進的な取組を行えば、(1)のイの要件を満たすものとして取り扱うこととする。

なお、委託を受けて農作業を行う組織については、別記7の先進的な取組に係るまとまりの程度の判定に当たって、法人とみなし取り扱うものとする。

また、別記7の第3の1の規定の適用に当たっては、委託を受けて農作業を行う組織の構成員の農地であって、共同販売経理化が行われている農地については利用権の設定等が行われた農地と同様に取り扱うものとする。

- る。
- イ (1) のイの農家には、世帯員（法人の場合は、法人）が、農業を営む者であって、先進的営農支援の対象となる作物について、アの導入計画（先進的支援用）を作成し、土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術を組み合わせて、先進的な取組を行う農家を含むものとする。
- ウ 対象活動組織の代表者は、ア及びイの導入計画（先進的支援用）を8の(1)の生産計画の提出時まで、参考様式第30号により市町村長に提出するものとする。
- エ 導入計画（先進的支援用）の提出を受けた市町村長は、参考様式第31号により都道府県知事等に技術的な意見を求めるものとする。
- オ 導入計画（先進的支援用）に関する意見の照会を受けた都道府県知事等は、持続農業法に基づく計画認定と同様な基準により、計画の内容についての確認を行い、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（先進的営農活動支援交付金用）に対する意見書」（参考様式第32号）を市町村長に対して通知するものとする。
- カ オの都道府県知事等の意見書の提出を受けた市町村長は、速やかにこれを対象活動組織の代表者に参考様式第33号により通知するものとする。
- キ アからカの規定にかかわらず、この要領の施行前に、旧要領第5の7の(3)に基づく手続を行った組織又は農家にあつては、引き続き(1)のイの要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

7 交付額

- (1) 要綱別紙2第1の6の(1)の先進的な取組の実施面積の算定は、次のとおり行うものとする。
- ア 播種を行う年度と収穫を行う年度が異なる作物については、収穫がすべて終了した年度に支援を行うことから、先進的な取組の実施面積は、支援の対象年度に先進的な取組により収穫された作物の作付面積の合計とする。
- ただし、同一作型の作物であつて、地域で収穫時期が年度をまたぐ場合、対象作物の収穫がすべて終了した年度において、前年度に収穫を終了した面積を含めて支援を行うことができるものとする。
- イ 一年間に複数回、播種・定植及びこれに伴う収穫を行う作物については、播種・定植から収穫までを一作とした作付延べ面積を用いることとする。
- (2) 要綱別紙2第1の6の(1)のイの対象活動組織が平成22年度までに採択の決定を受けた年度当たりの額とは、以下のとおりとする。
- ア 旧要領第5の9の(10)又は(11)に基づき採択の決定を受けた先進的営農支援に係る営農活動支援交付金の交付金額（以下「採択決定の額」という。）のうち平成22年度分の採択決定の額とする。
- イ 平成22年度分の採択決定の額が、ブロックローテーション等やむを得ない理由から平成21年度以前の採択決定の額よりも小さくなり、平成23年度における円滑な取組の推進に支障を生じると認められる場合には、アの規定にかかわらず、平成21年度若しくはそれ以前の採択決定の額とすることができるものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、地域の合意が得られる場合には、地域協議会単位での採択決定の額の範囲内で対象活動組織に対する交付額を調整するこ

とができる。なお、地域協議会単位での採択決定の額とは、当該地域協議会が交付金の交付を行う各対象活動組織における（２）のア又はイに掲げる採択決定の額の合計額とする。

8 先進的営農活動支援交付金の採択申請等

- (1) 先進的営農活動支援交付金の交付を受けようとする対象活動組織の代表者は、平成23年度、先進的な取組を行おうとする農家について肥料及び農薬の使用計画等が記載された生産計画（参考様式第34号）を取りまとめ、取組農家数や取組面積を取りまとめた営農活動取組実践計画（添付様式41-1又は添付様式41-2）（以下「取組実践計画」という。）とともに、原則として当該作物に係る生産過程の開始前であって市町村長が都道府県知事と協議して定める期日（平成23年度に収穫する作物であって、平成22年度に生産過程が開始している作物又は平成22年度に前作の収穫が終了している永年性作物について先進的営農活動支援交付金の交付を受けようとする対象活動組織の代表者は、平成23年4月1日以降速やかに（遅くとも支援対象となる作物の収穫がすべて終了する日までに）までに、参考様式第35号により市町村長に提出するものとする。なお、市町村長が都道府県知事と協議して定める期日は、（7）の先進的営農活動支援交付金の採択申請書を対象活動組織の代表者が提出する年度にあっては、当該申請書の地域協議会長への提出の期限である6月30日以前とする。

なお、この要領の施行前に、旧要領第5の9の（1）に基づき提出された平成23年度取組に係る生産計画及び取組実践計画については、本規定により提出された生産計画及び取組実践計画とみなし、本規定による提出を省略することができるものとし、さらに、提出された生産計画について、旧要領第5の9の（3）から（5）までに基づく手続が実施された場合にあっては、本要領第2の8の（2）から（4）までの規定による手続が行われたものとみなして取り扱うことができるものとする。

- (2) 生産計画の提出を受けた市町村長は、都道府県知事等に対して生産計画に関する技術的な意見を求めるものとする（参考様式第36号）。
- (3) 生産計画に関する意見の照会を受けた都道府県知事等は、生産計画について技術的な観点からの確認を行い、「生産計画に対する意見書（参考様式第37号）」を市町村長に通知するものとする。
- (4) 市町村長は、生産計画及び取組実践計画の内容について確認の上、（3）の生産計画に対する意見書を添付して、対象活動組織の代表者に対して参考様式第38号により通知するとともに、地域協議会長に対して当該通知の内容及び（3）の通知の写しを提出するものとする。
- (5) 活動組織の代表者は、生産計画に変更があった場合は、原則として当該作物の播種又は定植の開始までに（永年性作物にあっては、原則として前作の収穫がすべて終了する前までに）、参考様式第39号により市町村長に提出するものとする（なお、生産計画の変更に伴い取組実践計画に変更があった場合には、これを添付し、提出するものとする）。

ただし、先進的な取組を行う農家が第1の環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組むことに伴う変更にあっては、市町村長に提出する期日を、第1の4の（1）の実施計画書の提出期日まで延長することができるものとする。

- (6) 市町村長に提出された変更後の生産計画についての、都道府県知事等への技術的な意見の照会から活動組織の代表者への通知までの手続については、(2)から(4)までに準ずるものとする。ただし、取組を行うほ場の変更等新たに技術的な意見を求める必要がないと認められる生産計画の変更については、参考様式第40号により都道府県知事等へ届出を行うものとする。
- (7) 先進的営農活動支援交付金の交付について採択を受けようとする対象活動組織の代表者は、「先進的営農活動支援交付金の採択申請書（参考様式第41号）」に規約、協定及び取組実践計画を添付し、採択を受けようとする年度の6月30日（以下、この(7)において「採択申請日」という。）までに地域協議会長に提出するものとする。
- なお、この要領の施行前に、旧要領第5の9の(9)に基づき行われた採択申請書は、本規定による採択申請書とみなすことができるものとし、本規定による採択申請書の提出を省略することができるものとする。
- (8) 地域協議会長は、(7)の規定による申請を受けたときは、(4)の市町村長から提出を受けた通知の内容及び通知の写しとの整合性を確認するとともに、申請書を審査の上、当該対象活動組織に先進的営農活動支援交付金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、速やかに対象活動組織の代表者に先進的営農活動支援交付金の採択通知書（参考様式第42号）を交付する。
- なお、(7)のなお書きにより提出された採択申請書に対し、旧要領第5の9の(10)に基づき行われた採択決定については、本規定による採択決定とみなすことができるものとする。ただし、営農基礎活動支援交付金に係る採択の決定については平成22年度限りとし、本対策においては効力を有さない。
- (9) 先進的営農活動支援交付金の採択申請の内容及び別添の規約、協定又は取組実践計画に変更があった場合の事務手続は、次に定めるとおりとする。
- ア 対象活動組織の代表者は、地域協議会長から通知された採択通知の内容及び地域協議会長に提出した規約、協定又は取組実践計画について、先進的営農活動支援交付金の交付額の増加を伴う変更があった場合は、6月30日までに参考様式第43号により地域協議会長の承認を得なければならない（ただし、生産局長は、地域の実情等を踏まえ、6月30日までに変更承認を得ることが困難であると認める場合については、8月31日までであって、別に定める期日まで、この期日を延長することができるものとする。）。
- イ 地域協議会長は、(6)で準用する(4)の市町村長から提出を受けた通知の内容及び通知の写しとアの申請書との整合性を精査し、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、参考様式第44号により対象活動組織の代表者に通知しなければならない。
- ウ 対象活動組織の代表者は、先進的営農活動支援交付金の交付額の増加を伴わない採択通知の内容及び規約、協定又は取組実践計画の変更をしたときは、地域協議会長に参考様式第45号により届出を行うものとする。
- (10) 地域協議会長は、7の(3)により対象活動組織に対する交付額を調整する場合には、地域協議会単位での採択決定の額について、7月31日までに参考様式第46号により地方農政局長等に届出を行わなくてはならない。
- (11) 先進的営農活動支援交付金の交付対象となるほ場での取組に対しては、第1の環境保全型農業直接支払交付金の交付を行うことはできないことから、

対象活動組織の代表者は、先進的な取組を行う農業者が、環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組む場合にあっては、同一ほ場における取組に対して先進的営農活動支援交付金及び環境保全型農業直接支払交付金が重複して交付されることがないことを確認の上、参考様式第47号により8月31日までに市町村長に報告するものとする。

また、対象活動組織の代表者は、先進的な取組を行う農業者が、環境保全型農業直接支払交付金の対象活動に取り組まない場合にあっては、参考様式第47号により市町村長に報告を行うものとする。

ただし、市町村等がこれらの確認を行う場合にあっては、対象活動組織からの提出等を省略することができるものとし、確認を行った市町村等は、参考様式第48号により8月31日までに地方農政局長等に報告を行うものとする。

9 実施状況の報告

(1) 要綱別紙2第1の8の実施状況の報告は、先進的な取組を行う農家が作成する生産過程等において使用した肥料、農薬を記載した生産記録（参考様式第49号）及び農業環境規範に基づく点検の実施結果を記載した点検シート（参考様式第10号）を取りまとめ、参考様式第50号により生産記録及び点検シートを添付して行うものとする。

なお、対象活動組織の代表者は、参考様式第50号による実施状況の報告以前に生産記録を取りまとめ、市町村長に提出することができるものとする。この場合にあっては、参考様式第50号の提出の際に生産記録を添付する必要はないものとする。

(2) 生産記録の提出を受けた市町村長は、速やかにこれを参考様式第51号により都道府県知事に提出するものとする。

(3) 対象活動組織の代表者は、実施状況の報告に先立ち、実施状況報告書（案）（参考様式第52号）を市町村長に提出し、確認を求めることができるものとする。

10 実施状況の確認

(1) 要綱別紙2第1の9の市町村長及び都道府県知事による営農活動に関する事項の実施状況についての確認は、別記9のとおりとする。

(2) 都道府県知事は、実施状況についての確認を行った場合、参考様式第56号により市町村長に確認結果を通知するものとする。

(3) 市町村長は、都道府県知事からの確認結果を踏まえて、参考様式第57号により地域協議会長に報告を行うとともに、参考様式第58号により活動組織の代表者に確認結果の通知を行うものとする。

(4) 9の(3)の実施状況報告書（案）の提出を受けた市町村長は、先進的な取組の実施状況について、(1)から(3)までに準じて確認及び確認結果の報告等を行うものとする。

11 先進的営農活動支援交付金の返還

要綱別紙2第1の10の生産局長が定める基準については、協定の対象となる資源に記載された協定農用地及び農業用水路その他の農業用施設に対する対象活動組織の共同活動が農地・水保全管理支払交付金実施要綱別紙1第4の1の

(4) に定める要件を満たさないことが確認された場合又は農地・水保全管理支払交付金実施要綱別紙1第4の2の(3)の体制整備構想(案)及び体制整備構想が作成されなかった場合は、原則として、当該年度に交付された先進的営農活動支援交付金の全額を返還するものとする。

また、面積の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、先進的営農活動支援交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

12 先進的営農活動支援交付金の会計経理

(1) 証拠書類の保管

地域協議会及び先進的営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織は、次の証拠書類を保管するものとする。

ア 地域協議会

a 予算書及び決算書

b 先進的営農活動支援交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類

c その他先進的営農活動支援交付金に関する書類

イ 先進的営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織

a 金銭出納簿

b 領収書等支払を証明する書類

c 9の(1)で定める生産記録及び点検シート

(2) 会計経理の適正化

先進的営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

ア 先進的営農活動支援交付金の経理は、他事業と区分して経理を行うこと。

なお、旧要綱別紙2に基づく営農活動支援交付金については、先進的営農活動支援交付金の経理に際し、区分する必要はないものとする。

イ 先進的営農活動支援交付金の使用は、協定に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。

ウ 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。

(3) 先進的営農活動支援交付金の清算

対象活動組織は、平成23年度末に先進的営農活動支援交付金に残額が生じたときは、旧要綱別紙2に基づく営農活動支援交付金に係る残額を含め、当該残額を地域協議会に返還するものとする。

(4) 抽出検査の実施

地方農政局長等は、毎年度、対象活動組織の中から抽出して証拠書類等について検査を行うものとする。

13 地域協議会の資金

(1) 資金

地域協議会は、この要領の施行前に、旧要綱別紙2第5に基づく営農活動支援交付金の交付により地域協議会に積み立てられた平成22年度末の資金の残額と、平成23年度に国から交付される先進的営農活動支援交付金の全額を合わせて、新たに対象活動組織に対して先進的営農活動支援交付金を交付するための資金とするものとする。

なお、旧要綱別紙2第5に基づく営農活動支援交付金の交付により地域協議会に積み立てられた資金については、先進的営農活動支援交付金を交付するための資金とみなし、経理に際し、区分する必要はないものとする。

(2) 資金の管理・運用

ア 地域協議会は、本資金について、他の事業と区分して経理しなければならない。

イ 地域協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

ウ 地域協議会は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れるものとする。

エ 地域協議会は、平成23年度末に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

14 先進的営農活動支援交付金の交付方法

(1) 国は、先進的な取組の実施状況、旧要綱別紙2第5に基づく営農活動支援交付金の交付により地域協議会に積み立てられた資金の平成22年度末の残高等を勘案し、地域協議会に対して必要な交付金を交付する。

(2) 地域協議会は、先進的営農活動支援交付金の交付を受けようとする対象活動組織からの交付申請及び原則として10の(3)又は(4)の市町村長による確認結果の報告に基づき、要綱別紙2第1の6の合計額の範囲内で対象活動組織に交付金を交付する。

(3) 先進的営農活動支援交付金の交付を受けた活動組織の代表者は、当該交付金を農業生産活動に伴う環境負荷低減に資する取組及び環境の保全に資する取組並びにこうした取組を推進するための活動に必要な経費(先進的営農活動支援交付金の交付等に係る事務経費を含む。)に充てるほか、先進的営農活動支援交付金の交付の対象となる先進的な取組を行った6の(1)の要件を満たす農家に対して、先進的営農活動支援交付金を配分することができるものとする。

15 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

要綱別紙2第3の生産局長が別に定める報告は、次によるものとする。

(1) 事業の実施状況報告書

ア 対象活動組織の代表者は、参考様式第59号により、先進的営農活動支援交付金に係る実施状況調書を作成し、市町村長が定める日までに、市町村長に提出するものとする。

イ 市町村長は、アにより提出のあった先進的営農活動支援交付金に係る実施状況調書を、地域協議会長が定める日までに、地域協議会長に提出するものとする。

ウ 地域協議会長は、イにより提出のあった先進的営農活動支援交付金に係る実施状況調書及び10の(3)により報告のあった実施状況確認書を取りまとめ、参考様式第60号により、平成24年5月31日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

また、地域協議会長は、地域協議会の先進的営農活動支援交付金に係る事業の業務内容を記載した平成23年度事業報告書を平成24年5月31日までに地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 資金管理状況報告書

地域協議会長は、積み立てた資金の収支を取りまとめて参考様式第61号により、資金管理状況報告書を作成し、平成24年5月31日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

第3 環境保全型農業直接支払等推進交付金

1 事業実施の手続

(1) 都道府県推進事業

ア 要綱別紙3第3の1の都道府県推進事業実施計画の様式は、参考様式第62号のとおりとする。

イ 要綱別紙3第2の1の(1)から(3)までの経費の相互間における3割を超える流用があった場合、実施計画の変更を行い、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 市町村推進事業

ア 要綱別紙3第3の2の市町村推進事業実施計画の様式は、参考様式第63号のとおりとする。

イ 要綱別紙3第2の2の(1)から(3)までの経費の相互間における3割を超える流用があった場合、実施計画の変更を行い、地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 地域協議会推進事業

ア 要綱別紙3第3の3の地域協議会推進事業実施計画の様式は、参考様式第64号のとおりとする。

イ 要綱別紙3第2の3の(1)から(3)までの経費の相互間における3割を超える流用があった場合、実施計画の変更を行い、地方農政局長等に提出するものとする。

2 実施状況等の報告

(1) 要綱別紙3第4の1の事業実績の報告の様式は、参考様式第62号のとおりとする。

(2) 要綱別紙3第4の2の事業実績の報告の様式は、参考様式第63号のとおりとする。

(3) 要綱別紙3第4の3の事業実績の報告の様式は、参考様式第64号のとおりとする。

3 助成措置

要綱別紙3第3の推進交付金の交付対象となる経費は、次の(1)から(4)までのとおりとする。

(1) 旅費

(2) 諸謝金

(3) 委託費

(4) 事務費（通信運搬費、使用料、賃借料、賃金等）

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要領及び農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け

22農振第2262号農村振興局長通知)の制定に伴い、旧要領は廃止する。ただし、旧要領に基づいて平成22年度までに実施された事業に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。

- 3 旧要領の参考様式により行われる手続その他の行為は、この要領の相当参考様式によって行われたものとみなす。

(要領別記一覧)

- 別記 1 都道府県知事が特に必要と認める取組について
- 別記 2 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定について
- 別記 3 国の交付金の交付額の調整について
- 別記 4 環境保全型農業直接支払交付金等の対象農地等の面積の測定について
- 別記 5 対象活動の実施状況の確認について
- 別記 6 自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱い
- 別記 7 先進的な取組に係るまとまりの程度の判定方法について
- 別記 8 化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組について
- 別記 9 営農活動に関する実施状況の確認について

(別記 1)

都道府県知事が特に必要と認める取組について

特認取組の申請手続は、次に定めるとおりとする。

- 1 都道府県知事は、参考様式第3号により、次の(1)から(6)までの事項等を記載の上、原則として特認取組による支援を要望する年度の前年度の6月末までに地方農政局長等に対して申請を行うものとする。
 - (1) 特認取組の技術的な内容
 - (2) 特認取組の対象地域及び対象作物
 - (3) 特認取組の地球温暖化防止効果等環境保全効果
 - (4) 特認取組の実施に伴う追加的な経費など農業経営への影響及びこれを踏まえた交付単価の案
 - (5) 特認取組の普及の実態
 - (6) 特認取組に係る実施確認の方法
- 2 都道府県知事からの申請を受けた地方農政局長等は、申請内容に対する意見を添えて生産局長に協議を行わなくてはならない。
- 3 2の協議を受けた生産局長は、次の(1)から(3)についての技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、特認取組の承認についての指示を行うものとする。
 - (1) 特認取組の普及拡大により、地球温暖化防止効果等高い環境保全効果の発現が見込まれること
 - (2) 特認取組の普及拡大には、追加的な経費等に着目した農業者に対する直接支援が必要であると見込まれること
 - (3) (2)の追加的な経費等に着目して設定される交付単価が、要綱別紙1第1の3の(1)から(5)までに掲げる取組の交付単価と比較して妥当であると認められること
- 4 地方農政局長等は、1により申請のあった特認取組について、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し交付単価と併せて都道府県知事に通知する。

(別記2)

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定について

第1 低減割合の特例の設定の基本的考え方

低減割合は現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定することとしており、現行の技術で化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上低減することが困難な品目については、都道府県知事の申請を基に、3割までの範囲内で5割以下の低減割合を特例的に認めるものとする。

第2 低減割合の特例の申請手続

1 都道府県知事は、参考様式第4号により、次の(1)から(4)までの事項等を記載の上、特例措置による支援を要望する年度の前年度の6月末までに地方農政局長等に対して申請を行うものとする。

- (1) 低減割合の特例の設定が必要な品目及び対象地域
- (2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上低減する生産の実態
- (3) 現行の代替技術により化学肥料及び化学合成農薬の使用を最大限低減した技術体系
- (4) 技術的な検証結果

2 都道府県知事からの申請を受けた地方農政局長等は、生産局長の指示を受けなければならない。

3 2の通知を受けた生産局長は、次の(1)及び(2)についての技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、承認についての指示を行うものとする。

- (1) 現行の技術では、収量、品質を著しく低下させることなく、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上低減することが困難であること
- (2) 申請のあった地域と同様の条件(気象、作型等)の下で、収量、品質を著しく低下させることなく、申請のあった地域の慣行レベルの5割以下の化学肥料の使用量、化学合成農薬の使用回数で生産した取組が、ほとんどないこと

4 地方農政局長等は、1により申請のあった低減割合の特例について、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し都道府県知事に通知するものとする。

第3 低減割合の特例

旧要領第5の5の(5)の規定により設定された次に定める低減割合の特例については、引き続きこれを適用するものとする。なお、本表の巨峰とは、巨峰系4倍体品種のぶどうとする。

品目名	対象地域	備考

りんご	福島、長野	化学合成農薬の3割の特例を設定（露地栽培に限る）
なし	北海道、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、長野、新潟、石川、福井、岐阜、愛知、三重、京都、兵庫、奈良、鳥取、山口、愛媛、福岡、佐賀、熊本、鹿児島	化学合成農薬の3割の特例を設定（露地栽培に限る）
西洋なし	北海道、青森、岩手、宮城、山形、福島、長野、新潟	化学合成農薬の3割の特例を設定（露地栽培に限る）
もも	青森、宮城、福島、栃木、山梨、長野、岐阜、愛知、和歌山、岡山	化学合成農薬の3割の特例を設定（露地栽培に限る）
すもも	青森、山梨、長野	化学合成農薬の3割の特例を設定（露地栽培に限る）
ぶどう (巨峰に限る)	栃木、山梨、長野、新潟、愛知、岡山、山口、福岡、佐賀	化学合成農薬の3割の特例を設定（露地栽培に限る）
うめ (七折小梅に限る)	愛媛	化学合成農薬の4割の特例を設定（露地栽培に限る）
おうとう	北海道、岩手、宮城、山形、栃木、長野、新潟	化学合成農薬の4割の特例を設定（露地栽培及び雨よけ栽培に限る）

(別記3)

国の交付金の交付額の調整について

第1 国の交付金の交付額の上限の算定

1 各申請者ごとのポイントの設定

国は、対象活動に対する地方公共団体からの交付金の交付見込みや各申請者ごとの経営形態に応じて、各申請者ごとにポイントを設定するものとする。

(1) 対象活動に対する地方公共団体からの交付金の交付見込み

各申請者が行う対象活動に対する地方公共団体からの交付金の交付見込みに応じて、下表のとおりポイントを設定するものとする。

各申請者が行う対象活動に対する 地方公共団体からの交付金の交付見込み	ポイント
対象活動の全部又は一部について有	1
無	0

(2) 各申請者ごとの経営形態

各申請者ごとの経営形態に応じて、下表のとおりポイントを設定するものとする。

なお、農業者グループにおける対象活動を行っている農業者数の算定に当たっては、一世帯一農業者とするものとする。ただし、同一世帯に、持続農業法第4条第1項の認定を受けている農業者が複数おり、各農業者が実施計画書を作成し、当該実施計画書に即して対象活動を実施する場合にあっては、それぞれの農業者を対象活動を行っている農業者数に算入することができるものとする。

各申請者ごとの経営形態	ポイント
法人又は共同販売経理を行っている集落営農	3
構成農業者のうち対象活動を行っている農業者が10人以上の農業者グループ	3
構成農業者のうち対象活動を行っている農業者が3人以上10人未満の農業者グループ	2
構成農業者のうち対象活動を行っている農業者が3人未満の農業者グループ又は法人以外の個人の農業者	1

2 国の交付金の交付額の上限の算定方法

(1) 申請者の交付申請額の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合であって、かつ、地方公共団体からの交付金の交付見込み額（以下別記3において「地

方交付見込額」という。)の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合には、1の(1)で1ポイントを獲得した申請者のみを支援対象とすることとし、本申請者を対象に、次のとおり国の交付金の交付額の上限について調整するものとする。

ア 要綱別紙1第1の3の(1)から(5)に掲げる取組(以下別記3において「共通取組」という。)に対する地方交付見込額の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合、申請者ごとの国からの交付金の交付額の上限は、共通取組に対する地方交付見込額に、採択率(この場合の採択率とは、国の交付上限額を共通取組に対する地方交付見込額の全国の総額で除した数値をいう。)を乗じた額とする。

イ 共通取組に対する地方交付見込額の全国の総額が国の交付上限額を下回る場合は、次のとおりとする。

a 国は、共通取組に対する地方交付見込額と同額を、国の交付金の交付額の上限として、申請者に対し配分するものとする。

b さらに、国は、各申請者の特認取組に対する地方交付見込額に採択率(この場合の採択率とは、国の交付上限額からaの配分額を差し引いた額を特認取組に対する地方交付見込額の全国の総額で除した数値をいう。)を乗じた額を、交付額の上限として、追加的に配分するものとする。

(2) 申請者の交付申請額の全国の総額が国の交付上限額を上回る場合であって、かつ、国の交付上限額が地方交付見込額の全国の総額を上回る場合には、各申請者ごとの交付申請額の範囲内で、次のとおり国の交付金の交付額の上限について調整するものとする。

ア 地方公共団体から交付金が交付される取組への配分

a 国は、1の(1)で1ポイントを獲得した申請者に対し、共通取組に対する地方交付見込額と同額を、国の交付金の交付額の上限として、配分するものとする。

b さらに、国は、1の(1)で1ポイントを獲得した申請者に対し、特認取組に対する地方交付見込額と同額を、国の交付金の交付額の上限として、追加的に配分するものとする。

イ 地方公共団体による交付金の交付が見込まれない取組への配分

アの配分の後、国は、国の交付上限額からアの配分額の全国の総額を差し引いた額について、アによる配分を受けた申請者及びその他の共通取組を行っている申請者が行う地方公共団体からの交付金の交付が見込まれない共通取組を対象に、申請面積、申請者に対する地方交付見込額及び1の(2)の経営形態のそれぞれの項目を勘案し、国の交付金の交付額の上限として、追加的に配分するものとする。

第2 国の交付金の交付額の算定

対象活動が実際に履行された面積(以下「確認後面積」という。)が、申請面積を下回った場合、各申請者ごとの交付額については、第1で算定した各申請者に対する交付額の上限の範囲内で、以下のとおり調整するものとする。

1 第1の2の(1)のアにより交付額の上限を算定した場合は、各申請者に対し、第1の2の(1)のアにより算定した申請者の国の交付金の交付額の上限の範囲内で、以下のとおり配分を行うものとする。

- (1) 申請者の共通取組の確認後面積に対する地方交付見込額（第2において「確認後面積に対する地方交付見込額」とは要領第1の4の（5）のウによる確認結果の報告において地方公共団体から提示のあった地方交付見込額とする。以下同じ。）と同額又はその一部を、国の交付金の交付額として配分するものとする。
 - (2) 次に、（1）の交付額が、第1の2の（1）のアの配分額を下回った場合であって、申請者の特認取組の確認後面積に対し地方公共団体からの交付金の交付が見込まれる場合には、申請者の特認取組の確認後面積に対する地方交付見込額と同額又はその一部を、国の交付金の交付額として配分するものとする。
- 2 第1の2の（1）のイにより国の交付金の交付額の上限を算定した場合は、各申請者に対し、第1の2の（1）のイにより算定した申請者の国の交付金の交付額の上限の範囲内で、以下のとおり配分を行うものとする。
- (1) 申請者の共通取組の確認後面積に対する地方交付見込額と同額又はその一部を、国の交付金の交付額として配分するものとする。
 - (2) 次に、（1）の交付額が、第1の2の（1）のイの配分額を下回った場合、申請者の特認取組の確認後面積に対する地方交付見込額と同額又はその一部を、国の交付金の交付額として、追加的に配分するものとする。
- 3 第1の2の（2）により国の交付金の交付額の上限を算定した場合は、各申請者に対し、第1の2の（2）で算定した申請者の国の交付金の交付額の上限の範囲内で、以下のとおり配分を行うものとする。
- (1) 申請者の共通取組の確認後面積に対する地方交付見込額と同額又はその一部を、国の交付金の交付額として配分するものとする。
 - (2) 次に、（1）の交付額が、第1の2の（2）の配分額を下回った場合、申請者の特認取組の確認後面積に対する地方交付見込額と同額又はその一部を、国の交付金の交付額として、追加的に配分するものとする。
 - (3) さらに、（1）及び（2）の交付額が、第1の2の（2）の配分額を下回った場合、申請者の共通取組の確認後面積のうち地方公共団体からの交付金の交付が見込まれない取組の面積に相当する国の交付金の交付額と同額又はその一部を、追加的に配分するものとする。
- 4 1から3までの配分のうち以下に掲げる配分については、原則として、共通取組の申請面積に対する地方交付見込額（第2において「申請面積に対する地方交付見込額」とは要領第1の4の（6）のアにより報告された地方交付見込額とする。以下同じ。）から共通取組の確認後面積に対する地方交付見込額を差し引いた額が、各申請者の共通取組の申請面積に相当する国の交付金の交付額から共通取組の確認後面積に相当する国の交付金の交付額を差し引いた額を上回らない場合に、配分することができるものとする。
- (1) 1の（2）の配分
 - (2) 2の（2）の配分のうち、各申請者の特認取組の申請面積に対する地方交付見込額を上回る額の配分
 - (3) 3の（2）の配分のうち、各申請者の特認取組の申請面積に対する地方負担見込額を上回る額の配分

(4) 3の(3)に掲げる配分

(別記4)

環境保全型農業直接支払交付金等の対象農地等の面積の測定について

支援対象面積は、以下のいずれかの方法により把握するものとする。

(1) 実測

農林水産省農村振興局測量作業規程等に準拠し、現地において実測を行う。

(2) 図測

2,500分の1程度以上の縮尺図等の図測により行う（なお、5,000分の1程度以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。）。

(3) 共済細目書記載面積、公的資料に記載された面積の活用

共済細目書の面積（畦畔等を除いた本地面積）、地積調査の結果、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく区画整理事業等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された面積とする。

(4) 畦畔率の活用

実測、図測並びに共済細目書記載面積及び公的資料に記載された面積が、畦畔等を含んだ面積である場合にあっては、市町村が次のいずれかにより推計した畦畔率を用いて、畦畔面積を算出の上、これを当該資料に記載された面積から差し引いて得た面積とする。なお、この場合における畦畔率の測定は、畦畔の状況が概ね類似している地域ごとに行うものとする。

ア 対象農地を抽出、実測し求めた平均畦畔率

イ 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等区画が整理されている地域に限る。ウにおいて同じ。）

ウ 標準区画図から求めた平均畦畔率

エ 公的機関の発表した耕地面積及び本地面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率

(5) その他

(1) から (4) までの方法により把握した農地面積が記載された台帳が既に存在する場合には、当該台帳に記載された面積を活用することができるものとする。

また、(1) から (4) までにより難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、地方農政局長等（先進的営農活動支援交付金にあっては、地域協議会長）が別に定める方法により対象農地の面積を把握することができるものとする。

(別記5)

対象活動の実施状況の確認について

第1 確認項目及び確認方法

確認項目及び確認方法については、次に掲げるとおりとする。

なお、各確認項目の確認主体については、都道府県及び市町村の協議により、地域の実態に応じて変更することができるものとする。この場合、都道府県は、変更後の確認主体について参考様式第12号により地方農政局長等に届出を行うものとする。

1 5割低減の取組とカバークロップを組み合わせた取組の場合

確認主体	確認項目	確認方法
市町村	(1) カバークロップに関する確認	
	・カバークロップの作付状況	・現地確認(ほ場巡回)により、カバークロップが作付けされていることを確認(現地確認に代えて写真による確認もできるものとする。)
	・カバークロップの取組面積	①共済細目書又は共済加入申請書(加入承諾後)、地積調査の結果との突合等により、ほ場面積が実施計画書に正確に記載されていることを確認。その上で現地確認(ほ場巡回)により、カバークロップの取組面積とほ場面積が一致することを確認(現地確認に代えて写真による確認もできるものとする。) ②ほ場の一部にカバークロップが作付けされている等取組面積とほ場面積が一致しない場合には、実測等により確認。 ③ただし、実施計画書に記載された5割低減の取組面積がカバークロップの取組面積より小さい場合には、カバークロップの取組面積の確認に代え

		て、5割低減の取組を行っている作物の作付面積を確認。 この5割低減の取組を行っている作物の作付面積については、①及び②に準じて確認(なお、他の制度で5割低減の取組を行っている作物の作付面積が確認されている場合は、確認されている作付面積と実施計画書に記載された取組面積との突合により確認することができるものとする。)
	(2) 支援の対象となる農業者に関する確認	
	・販売を目的とした生産	・5割低減の取組を行っている作物について、申請面積が10アール未満の場合には、当該作物の出荷・販売伝票等の写しにより販売が行われていることを確認。
都道府県	(3) カバークロップに関する確認	
	・適正な栽培管理の実施(播種量、栽培期間、作物体の土壌への還元等)	・生産記録及びこれに添付されるカバークロップの種子の購入伝票等の写し等により、適正な管理が行われていることを確認。
	(4) 5割低減の取組に関する確認	
	・慣行基準	・実施計画書に記載された慣行基準と都道府県の慣行基準の突合により、慣行基準が正確に記載されていることを確認。
	・5割低減の取組の実施	・生産記録により、5割低減の取組が実施されたことを確認。

	(5) 支援の対象となる農業者に関する確認	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続農業法第4条第1項の認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5割低減の取組を行っている作物について、持続農業法第4条第1項の認定が行われていることを確認。 ・ 併せて、生産記録等により土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術が適切に導入されていることを確認。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業環境規範に基づく点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検シートにより、農業環境規範に基づく点検が行われていることを確認。

2 5割低減の取組とリビングマルチを組み合わせた取組、5割低減の取組と草生栽培を組み合わせた取組についての確認項目及び確認方法は、1に準ずるものとする。

3 5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組の場合

確認主体	確認項目	確認方法
市町村	(1) 冬期湛水管理に関する確認	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬期湛水管理の取組状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認(ほ場巡回)により、冬期湛水管理が実施されていることを確認(現地確認に代えて写真による確認もできるものとする。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬期湛水管理の取組面積 	<p>① 共済細目書又は共済加入申請書(加入承諾後)、地積調査の結果との突合等により、ほ場面積が実施計画書に正確に記載されていることを確認。その上で現地確認(ほ場巡回)により、冬期湛水管理の取組面積とほ場面積が一致することを確認(現地確認に代えて写真による確認もできるものとする。)</p>

		<p>②ほ場の一部で冬期湛水管理が行われている等取組面積とほ場面積が一致しない場合には、実測等により確認。</p> <p>③ただし、実施計画書に記載された5割低減の取組面積が冬期湛水管理の取組面積より小さい場合には、冬期湛水管理の取組面積の確認に代えて、5割低減の取組を行っている作物の作付面積を確認。この5割低減の取組を行っている作物の作付面積については、①及び②に準じて確認(なお、他の制度で5割低減の取組を行っている作物の作付面積が確認されている場合は、確認されている作付面積と実施計画書に記載された取組面積との突合により確認することができるものとする。)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等が作成した計画との適合等 	市町村等が作成した計画に即した取組であること等を確認。
	(2) 支援の対象となる農業者に関する確認	1の(2)に掲げる確認項目及び確認方法に準ずるものとする。
都道府県	(3) 冬期湛水管理に関する確認	
	<ul style="list-style-type: none"> 適切な湛水管理の実施(取水・漏水防止措置、湛水期間) 	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録により、適切な湛水管理が行われていることを確認。
	(4) 5割低減の取組に関する確認	1の(4)に掲げる確認項目及び確認方法に準ずるものとする。
	(5) 支援の対象となる農業者に関する確認	1の(5)に掲げる確認項目及び確認方法に準ずるものとする。

4 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組

確認主体	確認項目	確認方法
市町村	(1) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組に関する確認	
	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組を行う作物の作付状況・取組面積 	<p>ア 他の制度で作付面積が確認されている場合 確認されている作付面積と実施計画書に記載された取組面積との突合により確認。</p> <p>イ その他の場合 水田台帳、地積調査の結果との突合等により、ほ場面積が実施計画書に正確に記載されていることを確認。 その上で、現地確認（ほ場巡回）により、対象作物の取組面積とほ場面積が一致することを確認（現地確認に代えて写真による確認もできるものとする。）。ただし、ほ場の一部に対象作物が作付けされている等取組面積とほ場面積が一致しない場合には、実測等により確認。</p>
	(2) 支援の対象となる農業者に関する確認	
	<ul style="list-style-type: none"> ・販売を目的とした生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組を行っている作物について、申請面積が10アール未満の場合には、当該作物の出荷・販売伝票等の写しにより販売が行われていることを確認。
都道府県	(3) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組に関する確認	

	<ul style="list-style-type: none"> 対象作物 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の営農管理において化学肥料又は農薬のいずれかを使用していないことなど支援対象となる作物であることを確認。
	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料、農薬を使用しない取組等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生産記録により、化学肥料及び農薬が使用されていないこと、組換えDNA技術が利用されていないことを確認するとともに、抽出による農業者等からの聴取調査等により、生産記録が適正に記帳されていることを確認（ただし、取組を行っている農業者等が有機JAS認定者の場合にあつては、当該農業者等からの認定書及び交付要件報告書の提出をもって代替することができる。）。
	(4) 支援の対象となる農業者に関する確認	
	<ul style="list-style-type: none"> 持続農業法第4条第1項の認定 	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組を行っている作物について、持続農業法第4条第1項の認定が行われていることを確認 併せて、生産記録等により土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術が適切に導入されていることを確認。
	<ul style="list-style-type: none"> 農業環境規範に基づく点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 点検シートにより、農業環境規範に基づく点検が行われていることを確認。

第2 確認の実施体制

第1の確認項目及び確認方法の事務処理については、次のとおり行う。

1 現地確認等の事前準備

市町村及び都道府県は、現地確認等を行う際は、確認の時期、確認体制等に関する計画や確認野帳（参考様式第13号）を作成する等により計画的に行うも

のとする。また、市町村及び都道府県は、現地確認を円滑に実施するため、互いに連携を図るとともに、必要に応じ関係機関への協力や農業者等の立会いを要請することができる。

2 抽出による聴取調査等

ア 都道府県が行う抽出による農業者等からの聴取調査等については、毎年度、有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組を行う農業者等の5%以上を対象として行うこととする（抽出調査の対象となる農業者数が5人以下となった場合であっても最低5人を対象として行うものとする。ただし、有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組を行っている農業者数が5人未満の場合にあっては全員を対象として行うものとする。）。また、聴取調査等の対象となる農業者が農業者グループの場合は、その構成農業者数の平方根以上の農業者数を対象として聴取調査等を行うものとする（抽出調査の対象となる農業者数が5人以下となった場合であっても最低5人を対象として行うものとする。ただし、有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組を行っている農業者数が5人未満の場合にあっては全員を対象として行うものとする。）。

イ 要領第1の1の（3）のア及びイの特例措置を受けている農業者等がいる場合についても、アに準じて聴取調査等を行うものとする。

ウ この聴取調査等に当たって、確認主体は、対象活動を実施している農業者等に対して資材の購入伝票等証拠書類の提出を求めることができる。

3 確認業務の委託

市町村及び都道府県は、第1の確認項目に係る確認業務及びこれと一体的に行われる生産計画の内容の確認業務について、次の要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、都道府県及び市町村は、毎年度、委託を受けて確認業務を行う組織において確認業務が適切に行われていることについて確認を行うものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- (3) 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- (4) 実施確認に当たって、対象活動に直接かかわらない第三者による客観的な確認体制が確保されていること。

4 都道府県等の農産物認証制度における確認結果の活用

都道府県等の農産物認証制度やJAS法第16条の登録認定機関による有機農産物の生産行程管理者としての認定において、第1の確認項目に係る確認が行われる場合、本確認結果をもって当該確認項目の全部又は一部が行われたものとみなすことができるものとする。ただし、この場合、都道府県又は市町村は、都道府県等の農産物認証制度の認定機関等が3の（1）から（4）までの要件を満たしていることを確認するものとする。

(別記6)

自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱い

- 1 自然災害により、対象活動の履行ができなかった場合については、それぞれ次のとおり取り扱うことができるものとする。
 - (1) カバークロップ、リビングマルチ及び草生栽培の取扱い
カバークロップ等の播種を行い、その後適切な栽培管理を行ったものの、自然災害により、要領第1の2の(1)のアからウに掲げるそれぞれの要件の達成が困難となった場合については、その原因が災害等によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続や年度内に再播種を行い取組を行うことが困難である場合に限り、カバークロップ等の取組が行われたものとみなすことができることとする。
 - (2) 冬期湛水管理の取扱い
冬期湛水管理を目的とした取水措置や漏水防止措置を適切に行ったものの、自然災害により、要領第1の2の(1)のエに掲げる要件の達成が困難となった場合については、その原因が災害等によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、冬期湛水管理の取組が行われたものとみなすことができるものとする。
 - (3) 5割低減の取組及び有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)の取組の取扱い
土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術を組み合わせた持続的な農業生産方式の導入により、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する栽培又は化学肥料及び農薬を使用しない栽培に取り組んだものの、収穫時期(ここでいう収穫時期とは、慣行の栽培において肥料及び農薬の散布等を終了した時期とする。)における自然災害が原因で、収穫皆無になった場合については、その原因が災害等によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、年度内に再播種を行い取組を行うことが困難である場合に限り、5割低減の取組又は有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)の取組が行われたものとみなすことができるものとする。
- 2 1の特例の措置を受けようとする場合の手続は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 農業者等は、要綱別紙1第2の2の実施状況の報告を行う際、参考様式第19号を添付して市町村長に提出するものとする。
 - (2) (1)の提出を受けた市町村長は、これを実施状況の報告に添付し、都道府県知事に対して自然災害の発生による特例措置の適用に係る技術的な意見を求めることとする。
 - (3) (2)により意見照会を受けた都道府県知事は、以下の特例措置の適用に関する基準に係る技術的な意見を付して、地方農政局長等に対し、協議するものとする(参考様式第20号)。
 - ア 近隣地域で同種の取組を行っている農業者についても、取組の継続が困難な状況になっていること
 - イ 自然災害に対応して、都道府県から被害額や災害に対応した技術指針等が公表されていること
 - (4) 地方農政局長等は、(3)により協議のあった特例の適用について、その

内容が適切であると認められる場合には、都道府県知事に通知するものとする。

- (5) 都道府県知事は、(4)の結果を踏まえて、実施状況の報告に対する確認結果と併せて市町村長に報告するものとする。

(別記7)

先進的な取組に係るまとまりの程度の判定方法について

第1 作物ごとにみたまとまりの程度の算定方法

1 算定式

作物ごとにみたまとまりの基準については、次の式により算定することとする。

$\text{農家のまとまりの程度} = \frac{\text{営農活動対象区域内で先進的な取組により、対象作物を生産している農家数}}{\text{営農活動対象区域内で対象作物を生産している農家数}}$

2 農家数の算定方法

- (1) 「営農活動対象区域内で先進的な取組により、対象作物を生産している農家」として算定する農家は、営農活動対象区域内で耕作の業務を営む農業者等（以下「営農活動対象区域内農業者」という。）を世帯員とする農家のうち、経営耕地面積が30アール以上又は年間の農産物販売金額が50万円以上の要件を満たす農家とする。

なお、営農活動対象区域内農業者は、活動組織の構成員となっている農業者又は法人（以下「農業者等」という。）のうち、本人又はその世帯員（法人の場合は、法人）が営農活動対象区域内で耕作の業務を営む農業者等（営農活動対象区域内に経営耕地を持たず、委託を受けて農作業を行う農業者等を除く。ただし、水田・畑作経営所得安定対策実施要領第3の2の(1)のイの(イ)の①から③までの条件をすべて満たす農作業委託契約に基づき委託を受けて農作業を行う農業者等については、これを含めることができる。）とし、同一世帯の農業者が複数含まれる場合には、一世帯一農業者となるよう調整を行うものとする。

- (2) 「営農活動対象区域内で対象作物を生産している農家」として算定する農家は、原則として、営農活動対象区域内農業者を世帯員とする農家のうち、次のいずれかを満たす農家とする。

ア 経営耕地面積が30アール以上であって、対象作物を区域内で生産し、かつ対象作物を全体で10アール以上生産していること

イ (1)の営農活動対象区域内で先進的な取組により、対象作物を生産している農家であること

- (3) 「対象作物を生産している農家」とは、支援対象年度に対象作物についての収穫を行った農家とする。

- (4) (1)の要件を満たす農家に、支援対象作物について持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けている農業者が複数おり、各農業者が生産計画を作成し、当該生産計画に即して営農活動対象区域内で支援対象作物について先進的な取組を行う場合にあっては、各農業者をそれぞれ1戸の農家として農家数に算入することができるものとする。

3 「作物ごと」の考え方

「作物ごと」にみたまとまりについては、野菜類、根菜類といった作物区分、個々の作物、作型ごとなど、地域の実態に応じて選択できるものとする。

第2 作物全体でみたまとまりの程度の算定方法

1 算定式

作物全体でみたまとまりの基準については、次の式により算定することとする。

農家の まとまりの程度	=	$\frac{\text{営農活動対象区域内で先進的な取組を実施している農家数}}{\text{営農活動対象区域内で農業経営を行っている農家数}}$
面積の まとまりの程度	=	$\frac{\text{営農活動対象区域内での先進的な取組の実施面積}}{\text{営農活動対象区域内の作付面積}}$

2 農家数の算定方法

(1) 「営農活動対象区域内で先進的な取組を実施している農家」として算定する農家は、営農活動対象区域内農業者を世帯員とする農家のうち、経営耕地面積が30アール以上又は年間の農産物販売金額が50万円以上の要件を満たす農家とする。

(2) 「営農活動対象区域内で農業経営を行っている農家」として算定する農家は、原則として、営農活動対象区域内農業者を世帯員とする農家のうち、次のいずれかを満たす農家とする。

ア 経営耕地面積が30アール以上であること

イ (1) の営農活動対象区域内で先進的な取組を実施している農家であること

(3) (1) 及び (2) にかかわらず、経営耕地面積が30アール以上の農家であって、営農活動対象区域内で飼料作物又は牧草の生産のみを行っている主として養畜の業務を営む農家については、これを農家数に算入しないことができるものとする。

また、地域の施肥、防除の実態から慣行として化学肥料又は化学合成農薬を使用していないと都道府県が認める作物のみを生産する農家についても、これを農家数に算入しないことができるものとする。

(4) (1) の要件を満たす農家に、支援対象作物について持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けている農業者が複数おり、各農業者が生産計画を作成し、当該生産計画に即して営農活動対象区域内で支援対象作物について先進的な取組を行う場合にあっては、各農業者をそれぞれ1戸の農家として農家数に算入することができるものとする。

3 作付面積、先進的な取組の実施面積の算定方法

(1) 「営農活動対象区域内での先進的な取組の実施面積」として算定する面積は、2の(1)の農家が営農活動対象区域内の農用地で行う先進的な取組の実施面積とし、次のとおりとする。

ア 支援対象年度に先進的な取組により生産され、収穫の行われた農作物の作付面積とし、1年間に複数回、播種・定植及びこれに伴う収穫が行われる作物については、播種・定植から収穫までを1作とした作付延べ面積と

する。

イ ただし、この場合、重複して計上した当該面積を1の算定式の分母となる「営農活動対象区域内の作付面積」に加算することとする。

(2) 「営農活動対象区域内の作付面積」として算定する面積は、2の(2)の農家が有する営農活動対象区域内の経営耕地面積を基本とし、次の面積を差し引くことができるものとする。

ア 支援対象年度において作物の作付けを行わない面積

イ 地域の施肥、防除の実態から慣行として化学肥料又は化学合成農薬を使用していないと都道府県が認める作物の作付面積

第3 農家数等の算定に当たっての特例措置

1 利用権の設定等が行われた農用地における先進的な取組の取扱い

(1) 農家が、営農活動対象区域内の農用地について利用権の設定等（水田・畑作経営所得安定対策実施要領第3の2の(1)のイの(イ)の①から③までの条件をすべて満たす農作業受委託契約の締結を含む。）を行い、当該農用地において先進的な取組を行う場合、当該農家に対して農用地の利用権の設定等をしている農家（区域内対象農家でなくともよいが、その世帯員が活動組織の構成員であることが必要）を、先進的な取組を行う農家数に算入することができるものとする。ただし、本措置により先進的な取組を行う農家として取り扱うこととした農家が、「営農活動対象区域内で対象作物を生産している農家」、「営農活動対象区域内で農業経営を行っている農家」に含まれていない場合には、これを加算してまとまりの程度を判定するものとする。

(2) 活動組織は本特例を利用しようとする場合、取組実践計画に参考様式第26号を追加するものとする。

2 先進的な取組を行う法人の構成員の取扱い

(1) 法人が営農活動対象区域内で先進的な取組を行う場合、当該法人の構成員のうち、先進的な取組の実施ほ場における農作業（水稻における畦畔管理、水管理は除く。）に従事している構成員を法人に代えて先進的な取組を行う農家数として算入することができるものとする。ただし、本措置により先進的な取組を行う農家として取り扱うこととした農家が、「営農活動対象区域内で対象作物を生産している農家」、「営農活動対象区域内で農業経営を行っている農家」に含まれていない場合には、これを加算してまとまりの程度を判定するものとする。

(2) 活動組織は本特例を利用しようとする場合、取組実践計画に参考様式第27号を追加するものとする。

3 環境保全型農業直接支払交付金の交付の対象となる活動に取り組む農家の取扱い

(1) この要領の施行前に、旧要領別記10第1の2の(1)及び(2)又は第2の2の(1)及び(2)の算定する農家として算定されていた農家が、平成23年度に営農活動対象区域内で環境保全型農業直接支払交付金の交付の対象となる活動に取り組む場合には、当該農家を、第1の2の(1)及び(2)又は第2の2の(1)及び(2)に掲げる算定する農家として、これを農家数に算入することができるものとする。

- (2) (1) により、第2の2の(1)及び(2)に掲げる農家として算入する場合には、当該農家が営農活動対象区域内の農用地で行う環境保全型農業直接支払交付金の交付の対象となる活動の実施面積を、第2の3の(1)に掲げる「営農活動対象区域内での先進的な取組の実施面積」算定する面積に算入することができるものとする。ただし、この場合、算入した面積を第2の3の(2)に掲げる「営農活動対象区域内の作付面積」に加算することとする。
- (3) 活動組織は本特例を利用しようとする場合、(1)又は(2)の算定の対象となる環境保全型農業直接支払交付金の交付の対象となる活動に取り組む農業者は、当該取組に関する生産計画(又は実施計画書)及び生産記録(又は実施状況の報告)を提出するものとする。

第4 まとまりの程度を判定する地域の範囲

まとまりの程度の判定は、協定農用地等内に設定された営農活動対象区域ごとに行うこととする。ただし、農業協同組合の営農部会等先進的な取組に関して営農上の一体性を持った地域であれば、地域内に含まれるすべての営農活動対象区域の範囲を一つの区域とみなしてまとまりを判定することができるものとする。

第5 自然災害等のやむを得ない理由により生産の継続や先進的な取組の実施が困難となる場合の取扱い

- 1 先進的な取組を実施する農業者の死亡又は病気、自然災害等のやむを得ない理由により、生産の継続や先進的な取組の実施ができず、まとまりの基準を満たせなくなる場合については、次のとおり取り扱うことができるものとする。
- (1) やむを得ない理由により生産の継続や先進的な取組の実施ができなかった場合、当該取組については支援の対象外とする。
- (2) やむを得ない理由により生産の継続や先進的な取組の実施ができなかった場合、まとまりの程度の判定上、当該取組については化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組が計画どおり行われたものとみなすことができることとする。
- 2 自然災害により先進的な取組ができなかった場合における1の取扱いについては、原則として都道府県等の公的文書により、自然災害による被害に対応して、地域を限った防除等についての対応方針が示されている場合であって、当該農家が本対応方針に即した防除等を行っている場合に限り、行うことができるものとする。
- 3 やむを得ない理由により生産の継続や先進的な取組が実施できなかったほ場について、先進的な取組が計画どおり行われたものとみなし、まとまりの程度を判定しようとする活動組織の代表者は、実施状況報告の提出の際、参考様式第28号を生産記録に添付して市町村長に提出するものとする。
- この際、生産施設の損壊、ほ場への土砂の流入等により直ちに生産を再開することが困難な場合を除き、翌年度の営農活動計画を添付するものとする。
- 4 3により参考様式28号の提出を受けた市町村長は、これを生産記録に添付し、都道府県知事に対して技術的な意見を求めるものとする。

- 5 4により意見照会を受けた都道府県知事は、その内容について確認を行い、各生産記録について化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組が行われたものとみなすことができるかどうかの判定を行うこととし、これを踏まえ市町村長に対し生産記録の確認結果を提出するものとする。
- 6 市町村長は、5の都道府県知事からの確認結果を踏まえて、実施状況の確認結果を地域協議会長に報告するとともに、対象活動組織の代表者に通知するものとする。

(別記 8)

化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組について

化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資する先進的な取組は、以下のとおりとする。

1 不耕起・冬期湛水

現場での普及度合いが低いこと、代かき濁水の流出抑制を通じた水質保全、冬鳥の生息環境の提供を通じた生態系の保全等に高い効果を有することを踏まえ、耕起を行わず水稻を栽培する不耕起栽培及び収穫後の水田の冬期湛水を組み合わせる取組（耕起は行わず、浅水代かきのみを行う取組も含む。）とする。

2 秋期における稲わらすき込み・冬期湛水

現場での普及度合いが低いこと、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が相当程度高い用水を使用して水稻を栽培する地域では、窒素除去の効果が高く水質保全に高い効果を有することを踏まえ、次の（１）及び（２）の地域における収穫後の稲わらすき込みとその後の冬期湛水を組み合わせて行う取組とする。なお、冬期湛水は原則として流水によるものに限ることとする。

（１）要領第 2 の 2 の（１）の計画において、水中の窒素濃度を環境保全上の課題としてその低減に取り組むことが規定されている市町村等。

（２）用水中の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が相当程度高く、当該取組を行うことにより、窒素を除去する高い効果がある地域。

(別記9)

営農活動に関する実施状況の確認について

第1 確認項目及び確認方法

確認項目及び確認方法については、次に掲げるとおりとする。

なお、各確認項目の確認主体については、都道府県及び市町村の協議により、地域の実態に応じて変更することができるものとする。この場合、都道府県は、変更後の確認主体について参考様式第53号により地方農政局長等に届出を行うものとする。

確認主体	確認項目	確認方法
市町村	先進的な取組に関する確認	
	・ 作付状況	・ 現地確認 (ほ場巡回) による (ただし、他の制度で作付状況が確認されている場合には、省略することができる。)
	・ 作付面積	・ 共済細目書、公的資料等による ・ 現地確認 (ほ場巡回) による (ただし、他の制度で作付面積が確認されている場合には、確認されている作付面積と生産計画に記載された作付面積の突合により確認することができる。)
都道府県	先進的な取組に関する確認	
	・ 化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減	・ 農家が作成した生産記録による ・ 抽出による現地確認による (ほ場巡回及び農家に対する聴取調査 (使用資材の購入伝票の確認等) による生産記録が適正に記帳されていることの確認)
	・ 不耕起・冬期湛水	・ 現地確認による (ほ場巡回による不耕起・冬期湛水の実施の確認) ・ 農家が作成した生産記録による
	・ 秋期における稲わらすき込み・冬期湛水	・ 現地確認による (ほ場巡回による秋期における稲わらすき込み)

5 都道府県等の農産物認証制度における確認結果の活用

都道府県等の農産物認証制度や農林物資の規格化及び表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第16条の登録認定機関による有機農産物の生産行程管理者としての認定において、第1の確認項目に係る確認及びこれと一体的に行われる生産計画の内容の確認が行われる場合、本確認結果をもって当該確認項目の全部又は一部が行われたものとみなすことができるものとする。ただし、都道府県等の農産物認証制度の認証組織の確認結果を活用する場合には、当該組織は次の（1）及び（2）の要件を満たすことが必要である。

- （1）確認業務を行う組織が4の（1）から（5）までの要件を満たしていること。
- （2）都道府県又は市町村が、毎年度、確認業務を行う組織において確認業務が適切に行われていることについて確認を行うこと。